

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第14号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第14号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、専決処分書をお開きください。

1、契約の目的。町道小鍬1号線（滝見橋）ほか橋梁補修工事。

2、契約の相手方。岩手県盛岡市加賀野2丁目8番15号、東野建設工業株式会社、代表取締役社長 東野久晃です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額6,210万円を488万4,840円増額して、6,698万4,840円に変更するものであります。

次のページをお開きください。

専決処分年月日は平成30年11月20日です。

参考資料をごらんください。

変更理由は、現場精査（水替工等）に伴う事業費の増です。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第14号を終わります。

○

日程第2 議案第99号 大槌町小規模企業振興条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第99号大槌町小規模企業振興条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 議案第99号大槌町小規模企業振興条例の制定について御説明いたします。

本条例は、平成26年度に国が定めた小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する基本理念及び町、小規模企業者及び商工団体の責務を定め、地域経済の活性

化及び町民の生活向上に寄与することを目的に制定しようとするものです。

次のページをお開き願います。

第1条では、条例の目的を規定しております。

第2条では、用語の定義を規定しております。

第3条では、小規模企業の振興について、基本理念を規定しております。

第4条では、町の責務を規定しております。

第5条では、小規模企業者の責務を規定しております。

第6条では、商工団体の責務を規定しております。

第7条では、財政上の措置を規定しております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第99号大槌町小規模企業振興条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

○

日程第3 議案第100号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第100号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第100号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前、第4条第2項中の下線部分を、改正後、100分の172.5とするものであります。

また、第2条の規定中、改正前、第4条第2項中の下線部分を、改正後、100分の130及び100分の167.5とするものであります。

なお、附則については、施行期日等の規定であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 何とも言いがたい現状。最近の町の復興状況を見ながら考えるものでありますけれども、格差がかなり広がって、かなりというか、復興、本当はきちんと伸びていけばいいんですけれどもまだまだ、逆に格差が拡大するような傾向に感じられるものですが、町内の状況、経済状況等については何か考えはございませんか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 直接的な回答になるかどうかはあれですけれども、まず、今回ののは、諸般の情勢を鑑みということで、原則、平成30年、ことしの岩手県人事委員会勧告をベースに今回提案させていただいているということで、まず御理解をいただきたいということでございます。

また、この岩手県人事委員会勧告の中身でございますが、町内に絞っているわけではございませんが、公と民の給与の比較ということで、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の民間事業社486のうちから層化無作為抽出法により抽出した155事業所を実地に調査した結果をもとに今回の勧告が出ているということでございまして、庁といたしましては、県のこの人事委員会の勧告に基づいて今回提案させていただいているということで御理解のほういただければと思います。以上でございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたし……（「ちょっと」の声あり）討論ですか。

（「はい」の声あり）阿部俊作君。反対討論ですか、賛成討論ですか。（「これには反対です」の声あり）反対討論の場合は登壇お願いいたします。

○8番（阿部俊作君） 当町はまだ復興途上でありまして、まちづくりに携わるに当たり、上杉鷹山、それからホセ・ムヒカウルグアイ大統領に見習い、みずからを律し、緊張感を持って夢と希望のある町を建設したいと考えるものであります。確かにそんなに多い報酬とは思いませんけれども、町なかはまだしっかりできていないし格差が逆に広がっている、これを何とかしなければ、そういう思いであります。みずから律するという、そういう思いで登壇いたしました。よろしく。

○議長（小松則明君） 賛成討論はございますか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第100号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第101号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第3、議案第101号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 議案第101号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページ、新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前、第8条第2項中の下線部分を、改正後、100分の172.5とするものであります。

また、第2条の規定中、改正前、第8条第2項中の下線部分を、改正後、100分の130及び100分の167.5とするものであります。

なお、附則については、施行期日等の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第101号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第102号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第102号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第102号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前、第15条第1項の下線部分を、改正後、それぞれ4,400円、6,600円、2,200円と、改正前、第21条第2項第1号及び第2号の下線部分を、改正後、100分の97.5及び100分の47.5とするものであります。

次ページ以降は、別表第1、行政職給料表（第4条関係）の改正となります。

めくっていただきまして、最終ページをごらん願います。

第2条の規定中、改正前、第20条第2項及び第3項の下線部分を、改正後、100分の130を乗じて得た額、100分の130及び100分の72.5と、改正前、第21条第2項第1号及び第2号の下線部分を、改正後、100分の92.5及び100分の45とするものであります。

なお、附則については、施行期日等の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第102号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第103号 大槌町部局設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第103号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第103号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

改正前、大槌町部局設置条例を、改正後、大槌町課室設置条例とするものであります。

第1条では、改正前、部局の設置の規定を、改正後、課室の設置の規定とするものであります。

第2条では、改正前、部局の事務分掌の規定を、改正後、課室の事務分掌の規定とするものであります。

なお、附則であります、平成31年4月1日から施行するものであります。

また、本則の大槌町部局設置条例の一部改正に伴いまして、大槌町子ども・子育て会議設置条例を含む13条例の一部改正を規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） さっきの全協でも説明されておりますのでまた言わせてもらいますが、まず初めに、この復興をなし遂げるため、職員の皆さんは担当する仕事を正確に、かつ、またおくれることなくこなしていかなければいけないというところがあります。

また昨今は、働き方の改革ということで、働き方の改革も注目されておりますが、理想を言えば、職員一人一人がキャリアに応じて、またその能力に応じて平均的な仕事量を持つというのが理想なんではありますが、ただ、復興期間の今の役場においては、それはまずちょっと無理だということは理解しています。ただ、本当に求めるものは、ある課が例えばすごく残業すると、また、ある課はそんなに残業する、そういうような職員の負荷というのができるだけやっぱりキャリア、能力に応じて平均的にならなければいけないとは思うんですね。それは皆さんも重々承知だと思うんですが、そのことを踏まえて、まず今回のこの条例改正、組織再編なんですけれども、その点につきましては、どのように考えた中で今回のこの組織再編をするのかなというところ、まず尋ねたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 過日の一般質問の中でもございましたし、全協でも御説明、既に申し上げているとおりでございます。

まず、復興計画、大槌町の復興計画自体本年度をもってという大義がまず1つござい

ます。また、国のほうでは32年度まで復興期間という定めも持って取り組んでいるという状況もございます。

そういった中、それらを加味する中で、将来的には今全国から派遣の職員の方々いただいております。そういった方々も当然、派遣は当然その時期が来ればなくなっていくという状況がございます。現実、希望してもなかなか今年度をもってうちのほうはこれ以上は出せないよというような現状も当然ございます。その市町村によってさまざまな見解を持って、でも今まではそのとおり派遣をいただいておりますが、それぞれの市町村によっての考え方に基づいて対応しているものと思っております。

また、マスコミのほうでも報道されているとおり、全国各地でさまざまな災害等も発生しております。そういったことを加味しますと、やはり派遣の職員の方々がなかなか厳しい状況にあるというのも、これはいたし方ないものというふうに認識しております。そういった中で、将来的には当然プロパー職員で調整運営を当然行っていくべきということが当たり前のことだと思っております。そういったことも踏まえつつ、また、大槌町の財政規模、そういったもの等々も勘案した中で、将来的な職員数は130または120ぐらいのベースを持って行っていかないとなかなか厳しいものがあるのではないかとこのふうな感覚を持って、29年度に職員定数計画等を定めて取り組んでいるという状況でございます。

ただ、一般質問でもお答えいたしましたとおり、その情勢、さまざま、その計画をつくった段階ではまだ見えていなかった部分等々当然ございます。そういった点等も踏まえつつ、柔軟な組織再編等を図らなければならないなということは私自身感じているところでもございますし、また、視点をあくまでも役場内部の内々の感覚ではなくて、やはり一般質問でもあったとおり、住民サービスの今までの弊害等々の解消を図るべく組織を組むべきだという意見もそのとおりだと思っております。そういった等々を考慮する中で柔軟に組織再編、計画は計画としては当然持っておりますが、その計画ありきではなくて、その計画をベースに必要な部分には措置していくというような柔軟な感覚を持って、来る33年度の体制を迎えたいなというふうに考えて取り組んでいるところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。この組織再編、今も言いましたが、一人一人の職員の皆さんが、キャリアそして能力に応じた中で平均的な負担というんですか、そうい

うのをまず今回のこの組織再編で、復興期間中は無理だろうけれども、やっていただきたいなと思います。

そこで、この間は監査と議会の事務局の兼任の話に少し言わせてもらいましたが、今回は産業振興部の関係で少し言わせてもらいたいと思います。今は産業振興部は課長が2人いると。この条例改正後は産業振興課長ということで1人になると。そのとき考えた場合、どの課でもそうなんでしょうけれども、私が考えるには、この産業振興というのはすごく裾野が広いということで、条例にかかっているところは3つ、4つしかかかっていないんですが、極めて広い所管事務を持っているということが私思っています。その中で、例えばですね、これ例なんですけれども、今仮設住宅が農村地帯に建てられていますよね、農村地帯に建てられていると、それが集約に伴って解体も始まっているわけですが、その解体後の土地利用のあり方は原則もとに戻すというのが原則なんです。が、所有者の意向が反映されますがね、そうすると、例えば、私はこの土地を今後も農業以外に使いたいんだという所有者が出た場合、工場の何とかつくってもらいたいように考えているんだがどうでしょうかという、例えば産業ね、その立場の人間に言ったとき、その課長は産業振興、工場誘致という立場で言えばそれを進めなければいけないと。また一方では、隣に例えば耕作していると。そうすれば、その部分も心寄せた対応しなければいけないという相反するところが、何かこう今後発生するんじゃないかなというのが危惧されます。そうすると、1人の課長がそれを果たしてさばけるのかなというところが予想されるわけですが、そこら辺について、内部でも、恐らく私が考えるぐらいですからいろいろあるとは思いますが、そこら辺どういうふうに対応した中で今後進むのかなというところが私心配しているところなんです。そこら辺の対応について考えがあるのであれば知らしめていただきたいなと思うんですが。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議員御指摘のとおり、相反する業務を受け持つ立場になる可能性はあるというのはそのとおりかなとは思いますが、ただ、課長1人で全てを決してくださいということではございません。当然、相反するものであればそれをもって、それを役場の中の組織として副町長もおられます、町長もおられます。そういった中のある程度の会議、町議も含めですね、そういった中でその案件をどういう方針で庁として処理しましょうというふうなことになると思います。なので、課長1人で悩んでいただくというようなことがあってはならないというふうには思っています。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりますよ、それは。確かに今の状態でいっても、行政としての統一見解をそういう場合示さなければいけませんので、そこの課が2つあっても調整を図って世に周知するという方法になるんですが、ただ、いかんせん1人の課長がどうさばくというところが、例えば議会対応でもあるだろうし、住民さんとの対応でもあるだろうから、そこら辺をもってまず心配しているんです。やってみなければいけないこの組織でありますから、私らも今後のやり方も注視して見ていかなければいけないんですが、例えば、そういう中で、大きな不都合が生じた場合は、やっぱり私たちも改めることを求めますし、それに対してはやっぱり行政のほうも真摯な対応をとっていただきたいということをですね、これはやってまだみていませんので結果予測は軽々なことは言えないんですが、同意しますが、ぜひ私が今言ったことをまず覚えていていただきたいなと思いますが、それについて何かありますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。

組織改編はかなり大きくするにも小さくするにも大変だということで、随分前からこれは検討してまいりました。時間をかけて。ですから、300人余いた、応援職員も含めると300を超すような状況があった、臨時職含めればもう400人近くこの中にいたということになりますので、そういう中では部局制の施行があったということになりますが、これ徐々に小さくなってきているということと、決してことし8年で復興が全部終わったということはありませんが、あと2年、国の期間であればあと2年ありますけれども、そこに向けてのソフトランディングだということを御理解いただきたいと思います。

また、今回受ける中では、計画の中ではやはり課だけではなくて班についても見直しをかけていますし、やはりそこでやる職員のこと踏まえてしっかりと取り組んでまいります。またやはり、決してやっていてだめだったということではなくて、細心の注意を払いながら、住民サービスは低下しなくて、やはりより一層サービスが向上するように取り組まなければならないと思いますので、今回の改定が町民または庁内においてもしっかりと根づくようにしっかりと取り組んでまいりたいと思いますし、もちろんその状況を踏まえながら柔軟な対応、課題問題も出てくるでしょうから、その部分については柔軟な対応を図らせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私も一般質問させていただきましたので、ちょっと関連してさせていただきます。

今総務部長のほうから33年度を目指しながらやっていくと、33年度の意味するところは130体制ということだと思いますけれども、先ほどの答弁の中で聞いていると、もちろん内々の改革ではないんだと。住民サービスがあって、その中の組織再編だということとで伺いました。今回の部をやめて課室にするということは、組織的には前の役場のイメージですよ。ここの次なんですよね、問題は。そうしていったときに、先ほど同僚議員のほうからは何とか課は残業しがちだ、こっちは定時に帰っている。これは業務量もそうなんだけれども、職員の処理能力にも差があるんですよ。だから私人事考課という話をするんです。だから、処理能力の早い公務員は定時に終われる。処理能力の悪い、遅い、残業がちになる。どこの民間でも同じなんです。でも、できる職員からしてみると、そんなのできないでだから残業手当もらうのかという話になるから、そういう、やはり職員の育成もここは大事です。課の再編をするということは適材適所に人員を配置して、スリムな体制で少ない人数で処理をしなければならない。地方分権という名のもとにどんどんどんどん市町村の業務がふえているじゃないですか。減るならいいですよ。おかしいですよ、国のやり方も。どんどんどんどん国の責務は市町村に押しつけて、財政は減らして、それおまえたちの責任だからやれっていうふうな話なんですよね。でも、これはもう大きな流れだからどうしようもないですよ。その中で役場としてどうしなきゃならないかというところです。

なので、この4月体制についてはこのとおりで賛成しますけれども、いずれその2年後、33年体制を迎えるときに、縦割り行政の弊害だとか、何ていうんだろう、今同僚議員が言ったように相反するものをどうしていくのか、住民にとって見れば同じ死活問題なわけですよ。人がオギャアと生まれて亡くなるまでの間というのは縦割り行政ではなくて横断的にもあるだろうし、そこら辺難しいんですけども、同じような規模の市町村さんも同じような財政状況の中で苦労するでしょうが、そういう意味ではキャッチボールをしながらしていただきたいと。

私、議会の立場として言うんですけれども、例えば、議会で定例会が終わればいいんでなくて、定例会に挑むために我々も一般質問で勉強して準備をします。そうすれば担当課に質問ぶつけられれば担当課も答弁の準備をしますよね。私それが行政マンとしての実力のアップにつながるんだと思う。この議員はこの質問してきたけれども、次再質

間でどうやってくるんだべ。Aという給食費聞いたけれども、今度はお金の話でなくて栄養聞かれるよねと。じゃあ法律どうなってんだべということで調べるわけですよ。だから、何ていうのかな、処理能力が上がるし法律も勉強するんですよ。そういう習慣をぜひ求めていただきたいし、そうすれば議会のほうも適切な質問をして適切な答弁を吸い上げる、そのキャッチボールが議会も向上するし、行政も向上するんだと思う。それは両輪ですからね。我々も勉強しますし、そういう姿勢をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

そこで、議会は今回わかりました。ただ、住民が窓口に来たときに課が変わる、部がなくなっているといったところで混乱は多少するんだと思うけれども、まあまあ3カ月ありますから。ですが、これをどうやって住民さんのほうに知らせめながらやっていくのかお伺いします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） ありがとうございます。

そのとおり周知が大事だと思っています。役場に来たら全然配置が変わっちゃったとか、全然どこさ行っていいのということになっては大変だと思っています。広報等で早目早目に周知等々をして、この部屋にはこことかですね、こういった業務でこういった窓口はここにありますよと、当然その辺の周知は広報等通じて、またホームページ等通じて周知を図ってまいりたいと思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そこで、ちょっとした声かけなんですけれども、ある窓口に行ったら、それはあっちだからって言われて住民さんがあっちに行くんじゃないかと、今芳賀さんという人がこういう問題で来たけれども、うちのほうの窓口じゃないからそっちに芳賀さんという人が行くから対応してけてねと言ってくださいよ。そうでないと、住民はまた同じことを言うんですよ。それで混乱するんです。本当にそのちょっとしたことがあるかないかによって、役場の窓口の対応が悪くなってなるから。何しに来たんだっていう顔するんだからね。そんなのあり得ないわけですよ。それを役場に来る、相談来るといって人は、言葉悪いかもしれないけれども、負い目を感じながら来る人もあるわけなんで、いや、申しわけないけれどもこういうこと聞きたいねって来るのに、ああそっちだから、そっちで聞いたんせって言われれば頭さきますよね。そうでなくて、こういうことで悩んでいる人がいて、うちの課ではないからそっちに今振るから、行くこった

から対応、こういう問題のようだけれどもお願いしますねって一言添えてあげてくださいよ。そういう感じで役場の中が回っていけば何かその問題共有の仕方違うのかなど。難しいことも言うけれども、簡単などころから進めていけば、少しその姿勢という意味ですよ、姿勢。行政マンとの姿勢という意味で、やはりものをつくったりも、予算確保とかしたりも大事だけれども、対住民が来たときにそういう役場であって欲しいなと思いますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘ありがとうございます。

過日、住民の方から聞いた一件がございまして、電話をすると担当者が不在だからという言葉があるそうです。そうしてしまうと、その人がいないと話が通じなかったというような話、または席を外しているというような言葉があつて、今の議員の御指摘のとおり、承りながら、そして必ずお返しをしますという対応が必要だろうと思います。先ほどの対応でも、あっち回ってくださいということではなくて、誰かに伝えながら、そうすればもう内容はわかっているからすぐ対応ができるということ同じように、電話口でもそうですし、やはり窓口でもそうですし、きちんとそういうことで住民サービスという点では制度というよりも窓口とか対応とか接遇とかいろいろあります、言葉としてありますけれども、しっかりとそれを実行できる、町全体として、役場全体として、住民サービスのその部分で向上できるように努めてまいります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第103号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第104号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第104号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第104号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前、第7条の表の下線部分を、改正後、それぞれ37万7,000円、42万6,000円、47万6,000円、53万8,000円、61万3,000円、71万6,000円、83万7,000円と、改正前、第8条第2項の下線部分を、改正後、100分の172.5とするものであります。

また、第2条の規定中、改正前、第8条第2項の下線部分を、改正後、100分の130及び100分の167.5とするものであります。

なお、附則については、施行期日等の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。下村義則君。

○2番（下村義則君） 今ちょっとこの金額を見てびっくりしているんですが、1番、例えば7というところで83万7,000円ってありますけれども、こんなにもらっている人がいるんですか、本当に。そのために、改正するということだからいるんでしょうね。そこから、どうなっているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議員御質問は、第1条の表の部分の質問というふうに認識してお答えをいたします。

現在、特定任期付きの職員は庁にはおりません。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第104号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第105号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第105号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第105号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページ、新旧対照表をごらん願います。

改正前、第4条第1号、第6条第1号、第7条の規定に、改正後、下線部分「国又は」を追加するものであります。

なお、附則については、施行期日等の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第105号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第106号 大槌町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第106号大槌町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。監査委員室長。

○監査委員室長（道又英樹君） 議案第106号大槌町監査委員条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をお開きください。

第2条については、定期の監査といった表記を第3条以下の表記と整合性を図り、定期の監査を規定している法第199条第4項と表記を改めるものであります。

第3条については、請求または要求に基づく監査について、法に規定のある条項を追加するものであります。

第4条については、随時監査について、法に規定のある条項を追加するものであります。

第5条については、請願に対する措置について、表記を改めるものであります。

第7条については、第2項を追加し、地方公営企業会計の出納検査について、監査委員に提出すべき書類について規定するものであります。

第8条については、決算審査について、法に規定のある条項を追加するものであります。あわせて、決算審査意見書の提出期限を決算認定議会前までとするものであります。

次ページをお開きください。

第9条については、健全化判断比率等の審査について、審査意見書の提出期限を第8条と同様に決算認定議会前までとするものであります。

今回新たに第10条として、財務等の適正化等の審査について追加いたします。これは、平成32年4月1日付で町長に対して財務等の適正化等について評価報告書の作成が努力義務とされているところでありますので、評価報告書の審査について新たに規定が必要となったものであります。

第10条と第11条については、条ずれのみでありますので説明は省略させていただきます。

今回新たに、出納職員の賠償責任の監査部分に第13条を追加いたします。これは、改正自治法は公布されておりますが、施行が再来年4月1日とされているところの住民監査請求があった後に、賠償、損害賠償または不当利得返還請求等の権利放棄を議会が議決する際に監査委員の意見が必要となったことに伴いまして、監査委員の意見送付について新たに規定が必要となったものであります。

第12条、第13条については、条ずれのみでありますので説明は省略させていただきます。

第14条につきましては、第16条として第2項を追加し、監査委員に策定が義務づけられました監査基準につきまして、監査の執行について規定するものであります。なお、監査基準につきましては、来年中の策定に向け現在作成中であります。

附則といたしまして、この改正は公布の日から施行することとさせていただきますが、改正後の第10条、第13条及び第16条第2項につきましては、法の施行日に合わせて再来

年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ちょっと専門でないのでわからない、単純にわからないのでちょっと説明お願いしますけれども、29年6月9日に公布されているものを今回の条例改正で、附則を見ると、公布の日から施行するという事は、今事案を抱えているかどうかわかりませんが、例えば、きょう前までに監査室にこの改正後のものが提出されたときにはそれで処理してきたのか、それとも、きょう議決になってから処理するのかという点について伺います。

○議長（小松則明君） 監査室長。

○監査委員室長（道又英樹君） お答えいたします。

今回の改正は、先ほど説明いたしましたとおり29年6月の自治法改正によりまして、監査委員条例のほうに条例の法の条項がちょっと漏れている部分がありましたので、その追加が主な部分ではあるんですけども、今年度、昨年度も含めまして、基本的には追加した条項に対しての監査は、基本的には執行しておりませんので、監査委員条例を完全とするような改正が今回の趣旨でありますので、法の改正の施行日は公布の日からとさせていただいております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） であれば単純にもう一つ。その附則のところ、32年4月から施行されるものを今やるわけですね。これっていうのは何でなんです。こういうふうに通達が来たので、あらかじめこういうふうにごやっておくという手法なのか、ちょっとそこら辺が、ちょっとその、前段の質問というのはさかのぼりますよね。後段の質問というのは前々にいきますよね。だから何なんだろう。単純にですよ。そこら辺ちょっと。

○議長（小松則明君） 監査委員室長。

○監査委員室長（道又英樹君） 平成32年4月1日からの施行の部分に関しましては、附則のほうでも説明しているとおり、今回の改正の10条と13条と16条の第2項部分であるんですけども、こちらの部分に関しましても、法の施行が、もちろんまだなんですけれども、それに伴いまして準備するものもありますので、それに合わせて今回、条例改正を頻繁にするよりは今回の改正で前もってやっておいたほうが問題ないだろうという考えがありましたので、今回改正のほうをさせていただいております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第106号大槌町監査委員条例の一部を……、質疑は、私語はやめてください。一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第107号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第107号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第2期工事。

2、契約の相手方。前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか復興整備事業共同企業体。共同企業体代表、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長 五十嵐克美です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額12億2,673万3,120円を1,416万6,360円増額して12億4,089万9,480円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成30年11月20日に行っております。

参考資料をごらんください。

変更理由。変更理由は詳細設計が完了した事業について、設計成果等を反映した請負額の変更を実施するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第107号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第108号 大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定について

- 議長（小松則明君） 日程第11、議案第108号大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

- 総合政策部長（齋藤正文君） 議案第108号大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定について御説明申し上げます。

次ページをお開き願います。

1、施設の概要につきましては、（4）及び（6）のとおり鉄骨造平屋建て161.14平方メートルであり、施設内容は、事務室、待合室等の駅務施設のほか、観光案内施設、利便施設及び附帯施設でございます。

次に、2、指定する団体の概要につきましては、名称は一般社団法人大槌町観光交流協会、所在地は大槌町上町1番3号、代表者は千代川 茂、設立年月日は平成30年4月2日、職員数6名でございます。

次に、3、指定管理の期間につきましては、平成31年2月1日から平成34年3月31日まででございます。

次ページをお開き願います。

4、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、大槌駅観光交流施設の使用の許可に関する業務、施設の維持管理に関する業務、施設の利用の促進に関する業務、三陸鉄道株式会社との委託契約による業務、その他、町長が必要と認める業務でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。佐々木慶一君。

- 1番（佐々木慶一君） ただいまの説明は、新しい大槌駅舎ができて、その中に事務所を構えて、その中でいろいろ業務をやることになると思うんですけども、駅関係の業

務に関しては、最終ページにあるような業務項目いろいろありますけれども、こういった業務項目だと思います。

一方で、先般の一般質問等にも出ていましたけれども、一般社団法人の大槌観光交流協会の業務スパンというのは、今は先日あったように、例えば大槌まつりの実質的な企画運営であったりとか、あるいは鮭まつりの運営、おしゃっちの横丁の運営とかいろいろ広く携わっているわけですが、これはまさに観光の裾野を広げようという意思のもとに活動しているんだと思います。見ていると、確かにいろいろ知恵を働かせてやっているなど。例えば大槌まつりなんかにしても、従来であれば地元であったり漁協であったりというメンバーが中心になってやってきたところを、我々実は地元でも曳船まつりなんかでもやろうとしたんですけれども、なかなか手続が面倒くさかったりとか、ハードルが高かったりしてできなかったという経緯があるところを、すんなりとじゃないでしょうけれども、やり遂げているとか、あるいは先日の鮭まつりでも、去年の鮭まつりですと、例えば鮭のつかみ取りの会場とか競りの会場というのは市場の中であって、ほかのイベントは外のほうでやったりと、そこで仕切りがあってなかなかその交流が見られなかったところを1つのエリアにまとめてしまうとか、そういったいろいろ知恵を働かせて、よりよいイベントにしようとしている意思がはっきり見えるんですけれども、そういった取り組みをするのにやっぱりスタッフの、特に企画する人間の知恵が必要だと思っています。そういったイベントをしながら、駅の管理をしながら、これからますます観光の裾野を広げようとするのと業務が多忙になってくると思うんですけれども、その点に関して、一般社団法人としての観光交流協会でするんでしょうけれども、今の実質的なスタッフ、企画運営をするスタッフ2人か3人で、ちょっと回し切れるのかなというような気になるところがあります。そういった、社団法人ではあるんですけれども、そういった人事面のところについて庁としてアドバイスしたりという仕組みが必要なんじゃないかなと思っているんですけれども、その交流の仕方、社団法人としての団体と庁としての交流の持ち方は何かお考えがありますか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 今回の駅の指定管理に関しては、人件費として月23日勤務するものを1名、それから月11日勤務する者を1名ということで、人のほうについては予定しております。

○議長（小松則明君） それでは答弁になっていないです。聞いている部分の内容を把握

していますか、当局。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 大槌町観光交流協会のスタッフにつきましては、佐々木議員さん申し上げられたとおり、事務局長が1名、専属の事務局長が1名と、あと事務局員が1名おります。パートさんで数人、今雇用している状況なんですけれども、やはり定期的に観光交流協会の事務局の方々とお話を進めている中では、やはり企画立案をするメンバーが、なかなかこの少ないメンバーだとそういったところが不足しているなという、そういった人も配置をお願い、そういった検討をしてくれないかという相談は受けておるところです。それで、必要性をいろいろ議論しまして、観光交流協会の理事さんの理事会の中でもそういったお話が出てまいっておりますので、そこは必要性も踏まえ、あとは町が今は事務局長と事務局員、あとパートさんのは町のほうの人件費補助とか、あと委託している事業の管理費とかのその費用から人件費出しているんですけれども、いろいろな方策もあると思いますので、そこはしっかり必要性も把握しながらいろいろな活動資金についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 活動資金ももちろんそうですし、人数的には結構な人数抱えていて、しかも理事もそうそうたるメンバーそろっていると思うんですけれども、実動部隊、特に企画するスタッフの人材というのは本当に重要だと思いますので、この業務内容を見てみるとかなりのボリュームになっていますので、特に企画する人間の人員配置増については、財源的に大きく耳を傾けていただきたいなと、そのところを十分検討していただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 人数がということではなくて、どういうことができる人かということに尽きるのかなと思います。やはりスキルを持った人、そしてやはり大槌を愛する人、頑張りたいという人を、やはりそういう方々どう確保していくかと、それが長期的なものか、短期的なものかということはあるかもしれませんが、やはりその部分につきましては、今スタートしたばかりですし、さまざまに課題というものはあるということ、今産業振興部長お話にあったとおりでありますので、ぜひその辺についてはきちんと協会とのキャッチボールしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 引き続き同じことなんですけれども、今交流人口の拡大とか常々うた

っていると。そして、この観光の事業が協会のほうで今度駅舎のことについてやるんだけれども、最初から、例えばね、常勤二十何日間働く人1人とか、パートの人、数人とかという、そういうのが出てくるから、どうしても町民とすれば、観光にも力を入れていかなきゃならないんだよと言っている割には最初から意気込みが感じられないんですよ。同じやるんなら、もう少し最初から金をかけてね、パートで来る人たちとかさ、そういう常勤で22日とかそういう人たちが来て、本当の取り組みができるか。そこだと思いますよ。やっぱり、損して得とれということもあるから、最初は金をかけてもね、交流人口の拡大につながるような取り組みをしていただきたいと思います、部長どうですか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） まさに観光交流協会は交流人口の拡大を進める観光振興と、あと物産の販売をしっかりと進めていく物産の部門、あと移住定住も含めた交流もしっかり図っていききたいというところで立ち上げた組織ですので、その目的とする事業が実行できるよう、町としても必要な支援等一緒になった体制でいろいろ施策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 大槌町の入り口がね、立派な入り口ができると。その入り口に勤める人にそういう、前を、将来を見据えたような人材を確保して、パートとか何かそういうこと考えないで、最初はちゃんとした取り組みをして、その中で仕事が進んでいったら、後から例えば若干減らすことがあってもね、最初からもうパートありきとかさ、22日ありきとかって、そういう考え方持つこと自体がそもそも私はこれからの新しいまちづくりには適当なのかなと思って、そこが不思議でなりません。その辺についてはどう思いますか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 今回の議案に関してはですね、駅舎の管理という部分です、駅舎の管理の体制の話を経済政策課長も話したというところがございます。だから、駅舎の管理についてはそういった事業を考えていますが、ただ、観光交流協会の事業のできる体制というのはまた別の話でして、そういった部分で必要な人材とか、そういった部分はちゃんと考えて我々も相談に乗って一緒になってやっていきたいというふうに考えます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） それはわかるけれども、駅舎だから、入り口だから、大槌町の玄関だから、やっぱりその玄関にはさ、どんなお客さんが来てもすぐに即答できるような人間を置かなきゃない。その辺をやっぱり加味してもらいたい。やるんならね、きちつとやるんなら。だから、そういう働く人の意欲というのものもあるからね、やっぱりその辺で、まあ、このくらいで、パート何人かで時間帯どうでこうで、これでは私はだめだと思っんですよ。私そこを言いたいさ。だからもう少しそこをやっていくんならね、その中途半端な取り組みのように見えないようなきちんとした取り組みにさせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） ありがとうございます。

駅舎もですね、駅舎の中に観光協会が得るという予算もそこであるわけですし、切符売のだけじゃなくて、それで来れば観光交流協会の方々も聞かればそういったふうな対応をしますので、そういった専門的な人間がそこにいるというよさを生かしていきたいというふうに考えて、そういった指定管理を考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 業務の活動内容のところでお尋ねをいたします。

大槌町ふるさと納税一括代行業務とあります。これ、ふるさと納税について一括して業務をやらせるということ、この業務内容についてお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

昨年度までは、このふるさと納税の主な業務に関しましてはまちづくり会社が担当してございましたが、本年4月から観光交流協会が立ち上がったものですから、その町内の事業者の方々との発注の手続をとったり、あとはお客様との交渉をしたり、あとはPRをしたり、そのような業務を行っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ということは、返礼品にかかわる業務の一切をここにお願ひするということになるわけですね。これまではまちづくり会社というところは公のところで行われていたというふうに認識をしております。ただ、ここになると一般社団法人と

いうことになってきて、正直なところ個人情報の取り扱い的な部分も出てくるのかなというふうに思われます。そういった部分の契約内容等はきちっと詰められてあるのかどうか、その辺お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 財政課長

○財政課長（岡本克美君） こちらにつきましては、個人情報の取り扱いにつきましては、それはまちづくり会社であろうと観光交流協会であろうと、これはあくまでも個人情報の取り扱いに関しましては、そのような契約内容で、秘密保持については契約を取り交わしております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 一般質問の絡みの中で話します。

今回この議案については、指定管理についてだから先ほどの答弁だと、副町長言ったように。交流協会の事業については、また別途きちとした事業計画を立てないといかないと。それが3月の予算に反映されると。なので、3月に聞いても遅いんですよ、我々は。だから、例えば産業建設常任委員会に交流協会の事業、今まで役場の中の商工観光課でやっていたイベント的なもの発注していた、今年度からはさっきの言うふるさと納税もやっていた。でもここはやっぱり一念発起して、こういう新規事業を立てながら、財源は総務省の地域おこし協力隊を初めとして、いろんなものを関連しながらこんなことで交流協会にやらせようと思っているところをやってほしいというのが、多分議員さんの思っているところだと思うんです。そうでないと、さっきの局長の人件費が幾らだ、常勤職員が1人だ2人だ、イベントこんなするのにパートが1人いればいいみたいなものだけがのってくると、またもとの観光協会と同じだべという話になるんだ。せっかく、もう4月に戻る、最初にこの交流協会つくった意味がどこだったのか、町はどうしていききたいのかを、勝負をかける年だというのが一般質問からなんです。そこをやっぱりきちっと整理して。それでだめならしようがないんだでば。それだけ財源使って、いや、本当ですよ。だって、やらなくても失敗なんです。だからといって失敗するかどうかわかんない。例えば復興推進隊でしたっけか、余り成果が出ない。それとこれとはまた違う問題で。だから、何ていうんだろう、何でかという、一般質問でも言ったけれども、得意分野ではないんだけど、結局観光とか交流が潤わないと税収がならない。税収がならないということは住民サービスに還元がいかないわけですよ。だからここを頑張ってもらいたいというんです。それが33年になってやっても遅いんです。

今駅ができるタイミングで、三鉄が通るタイミングでここチャンスだ。来年はワールドカップもあると。この周りのメリットを生かせないと、3年後に生かそうと思ったってもう無理ですよ。だから、それだけの、何ていうの、企画力とかというものを交流協会に持たせて、財源も与えて、自由裁量も与えて、やっぱり勝負をかけるべきなんだと。3年後に勝負かけようと思ったって多分もう無理ですよ。だからやっぱり勝負かけるときには、やっぱりかけるものの気概を持ってやっていかないと、財政事情苦しいのはわかる。わかるけれども、単費を使えではなくて、補助金を取りにいったらやるとかね。もちろん国だったって中途半端な計画で予算をつけないんだから、きちんと理詰めをしていったら、予算要求していったら取れたら頑張るといふことをしないと、今のままでいくと、前のままになるような気がしますけれども、その点について、どなたか答弁あれば。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） ありがとうございます。

今回の話は駅舎の指定管理だということだったんですが、常任委員会等でもですね、観光交流協会に指定管理を任せるといふ話の中では、観光協会もこういったことをやりますみたいな話はちらちらというぐらひは話ししたと思います。先ほど財政課長が言ったとおり、ふるさと納税等の事務費手数料なんかは結構な金額になると。そういった部分を財源を生かして、今年から独立したわけですが、いろいろな、それからなって初めているんな、先ほど佐々木慶一議員のほうからもお話がありましたが、こういったいろんな考え方でですね、事業もかえてきているし、いろんなことに手をつけてきていると。だからそれを我々もバックアップしていったら、自立して観光交流協会が立派なことやっていけるようなふうには我々もバックアップして、そしてやっていきたいということですので、予算措置に関しては、今は12月ですので、今予算要求なり査定している状況ですので、そこら辺はいずれ3月にそのほうはお示ししていくことになると思うんですが、そういったことで独立していることでだんだん事業がいろんなことをやってきているということは理解いただきたいというふうには思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 嫌味じゃないんですけれども、ひとり歩きせいせい、独立せい、自立せいっていいながら、前、何だかの総理大臣が後ろで足、裾を踏んづけている人がいたって表現しました。そういうことのないように。頑張れ頑張れっていうんなら

銭にもあげる頑張ってみろという成果をきちっと評価をしてあげたほうがいいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 先ほど隣の東梅議員がちょっとお尋ねした部分のところ、ちょっと確認したいんですけども、大槌ふるさと納税一括代行業務ということなんですけれども、これは返礼品にかかわることによろしいですよ。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 返礼品にかかわることからふるさと納税のですね、その納税に対するお客様へのPRも含めて、総一括でございます。

ただ、こちらに関しましては、何も全部をですね、協会のほうに預けているというわけではなく、これは当庁の、当庁というか、財政課としても両輪となって一緒に事業展開をしているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第108号大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時10分

○

再 開

午前11時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第12 議案第109号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第109号岩手県市町村総合事務組合を組織する地

方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

- 総務部長（三浦大介君） 議案第109号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて説明いたします。

次ページ、新旧対照表をごらん願います。

改正前、別表第1（第2条関係）及び別表第2（第3条関係）中、下線部分の紫波、稗貫衛生処理組合を削除するものであります。

なお、附則についてであります。平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第109号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第110号 平成30年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

- 議長（小松則明君） 日程第13、議案第110号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

- 総務部長（三浦大介君） 議案第110号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて説明いたします。

1ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

9 款地方交付税 1 項地方交付税、補正額5,310万円は、復興交付金事業に伴う震災復興特別交付税であります。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額1,945万4,000円は、今年度の実績見込みに伴う子どものための教育・保育給付費交付金等であります。

2 項国庫補助金、補正額1,064万3,000円は、吉里吉里学園の冷房設備整備に伴う冷房設備対応臨時特例交付金等であります。

14 款県支出金 1 項県負担金、補正額1,198万3,000円は、実績見込みに伴う子どものための教育・保育給付費負担金等であります。

2 項県補助金、補正額300万円は、被災地福祉灯油等特別助成事業費補助金であります。

15 款財産収入 1 項財産運用収入、補正額75万円は、ふるさとづくり基金預金利子であります。

16 款寄附金 1 項寄附金、補正額2,400万円は、ふるさと納税寄附金等であります。

17 款繰入金 1 項特別会計繰入金、補正額80万円は、下水道事業特別会計繰入金であります。

2 項基金繰入金、補正額 2 億1,975万9,000円は、今回の補正財源とする東日本大震災復興交付金基金繰入金及び財政調整基金繰入金等であります。

18 款繰越金 1 項繰越金、補正額 1 億2,434万6,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

19 款諸収入 3 項貸付金元利収入、補正額2,617万3,000円は、災害援護資金貸付金元利償還金であります。

4 項雑入、補正額758万9,000円は、I R U 光ケーブル支障移転等工事費負担金等であります。

20 款町債 1 項町債、補正額3,520万円は、吉里吉里学園冷房設備整備事業債等であります。

2 ページをお開きください。

歳出。

各款各項におきまして、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の補正がございます。

1 款議会費 1 項議会費、補正額34万9,000円は、人件費であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額9,261万3,000円は、災害援護資金貸付金の元利償還金に伴う減債基金積立金及び三陸鉄道開業イベント委託料等であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額832万2,000円は、福祉灯油助成事業費等でありま
す。

2 項児童福祉費、補正額4,361万円は、実績見込みに伴う保育所運営費委託料及び施設型給付費等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額1,414万5,000円は、斎場用地造成工事及び物件補償費等であります。

2 項清掃費、補正額2,500万円は、設計精査に伴うリサイクルセンター建築工事であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額16万8,000円は、人件費であります。

3 項水産業費、補正額1,144万1,000円は、大槌町魚市場水揚振興対策事業補助金及び県営漁港施設機能強化事業負担金であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額12万6,000円は、人件費であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額137万3,000円は、人件費であります。

2 項道路橋梁費、補正額835万円は、町道等維持管理修繕業務委託料及び吉里吉里駅道路新設工事等であります。

4 項都市計画費、補正額167万5,000円は、下水道事業特別会計繰出金であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額546万9,000円は、釜石大槌地区行政事務組合負担金であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額5万5,000円は、人件費であります。

2 項小学校費、補正額4,143万6,000円は、吉里吉里学園冷房設備整備工事及び設計業務委託料等であります。

4 項義務教育学校費、補正額496万円は、サッポロビールからの支援で整備するふるさと科授業で使用するタブレットの備品購入費等であります。

5 項社会教育費、補正額15万8,000円の減は、人件費等であります。

3 ページをお願いします。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、補正額116万7,000円は、県代行災害復旧事業市町村負担金であります。

12 款公債費 1 項公債費、補正額1,112万2,000円は、災害援護資金貸付金に係る町債元

金繰上償還金等であります。

15款復興費 1 項復興総務費、補正額102万5,000円は、復興交付金事業の事業費精査に伴う復興交付金基金積立金等であります。

2 項復興推進費、補正額 1 億3,740万円は、町方の防集元地に整備する運動施設及び郷土財活用湧水エリアの実施設計業務委託料等であります。

7 項復興都市計画費、補正額135万8,000円は、復興事業の事務に係る消耗品等であります。

8 項復興用地建築費、補正額7,613万4,000円は、岩手県が建設し大槌町へ引き渡す災害公営住宅の県への事務負担金であります。

12項復興支援費、補正額4,965万7,000円は、被災者支援総合交付金過年度返還金等であります。

4 ページをお開き願います。

第2 表繰越明許費。追加。

款、項、事業名、金額の順に読み上げをいたします。なお、款及び項が同様の場合は省略させていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費、柙内集会所整備事業、5,500万円。

10款教育費 2 項小学校費、吉里吉里学園冷房設備整備事業、4,000万円。

15款復興費 1 項復興総務費、情報通信基盤災害復旧事業、1,536万6,000円。

2 項復興推進費、集約まちづくり基盤施設整備事業、3 億772万円。郷土財活用湧水エリア整備事業、2,860万円。運動施設整備事業、1 億880万円。

6 項復興土木費、町道交付金事業、7,679万2,000円。

工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの7件であります。

5 ページをお願いします。

第3 表地方債補正。追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と同様のため省略させていただきます。

吉里吉里学園冷房設備整備事業、1,290万円。

I R U 光ケーブル災害復旧事業、980万円。

6 ページをお開き願います。

変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げをいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同様のため省略させていただきます。

斎場整備事業、2億400万円、2億1,210万円。

魚市場水揚振興対策事業、150万円、240万円。

道路橋梁整備事業、2億4,400万円、2億4,750万円。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

5ページ、第3表地方債補正、追加。進行いたします。

6ページに入ります。

変更。

9ページに進みます。

歳入に入ります。

9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

13款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

14款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金。進行いたします。

10ページに入ります。

15款財産収入1項財産運用収入。進行いたします。

16款寄附金1項寄附金。進行いたします。

17款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金。進行いたします。

11ページに入ります。

18款繰越金1項繰越金。

19款諸収入3項貸付金元利収入。進行いたします。

4項雑入。

20款町債1項町債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款議会費 1 項議会費。進行いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 総務管理費の企画費のところ、18節備品購入費150万機械器具費、この内容について説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 駅舎整備に伴って切符を販売する券売機の購入費用になります。切符の自動販売機になります。

○議長（小松則明君） 阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 切符の、まあ、券売機ということですが、普通だったら、こういう券売機というか、こういうものは事業主体というか三鉄が整備するものと私は思いますが、その辺がどういう経過で、自治体で、我が町でこの150万の券売機を買うようになったいきさつ、そのことをお願いします。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 切符自体は三陸鉄道のほうでの有価証券扱いということになります。券売機のほうにつきましては、駅務の1つ、販売の一部の部分ということで、本来、人が券売することに伴う作業の1つという捉え方で、機械自体は駅のほうでの整備というような、そういった協議の流れになったものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部義正君。

○12番（阿部義正君） ちょっとなかなか理解しがたい説明でしたが、そうしたら、その券売機、自治体での話で買って、あそこに設置して、その利用状況というか、それによって手数料みたいなものも入っていくという、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 説明が不足して大変申しわけございません。

切符の販売につきましては、販売の手数料の8%が三陸鉄道のほうから入ることになります。その手数料分につきましては、今回指定管理者となる観光交流協会のほうの、指定管理者の収入になるものでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費。進行いたします。

2 項児童福祉費。進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。進行いたします。

2 項清掃費。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。進行いたします。

3 項水産業費。進行いたします。

7 款商工費 1 項商工費。進行いたします。

8 款土木費 1 項土木管理費。

次ページに入ります。

2 項道路橋梁費。東梅康悦君。

○9 番（東梅康悦君） 昨日は、思いがけない重い雪が降って、積雪量は小さかったんですが、町道にすぐ隣接する竹とか、あとは細い立ち木とかというのが重さによって町道にかぶさると。そうすると、要するに、朝の忙しい通勤時間帯がそこでちょっと危なくなるようなところが見受けられました。まだ幸い担当課のほうで出勤した後、連絡があったのか、気づいたのか、すぐ対応してもらいましたが、そういうところって多分あると思うんですね。例えば、この間の第9次の総合計画の地元説明会でも、町道に隣接する民有地の立ち木がですね、どうも危ないところがあるよとか、そういう話も出ていますので、それは勝手に伐採することはこれは無理なんですけど、やはりそういう箇所というのは、長年あそこのところの立ち木は危ないとかというのがもう歩く人、通る人たちは大体わかっていると思うんで、そこら辺情報収集した中でですね、ぜひこの所有者の協力をもらいながらすぐ対応してもらいたいような格好でなければ、道路は確かに町道の部分があるんですけども、そこに影響する、隣接する民有地の立ち木とか竹とかというのが結構交通の妨げに、これから雪が降るとますますそういうふうに出てくると思うので、担当課のほうも把握していると思うので、ぜひそこら辺をこの冬に向けて、できることからまず早目に対応していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 昨日も竹等が道路にはみ出している部分が、通報のもとに状況してございます。今議員おっしゃったように事前に把握するという部分では、どうしてもはみ出てもう倒れそうな部分については、これはもう気づいた部分からは除去しています。ただ、重い、きのうみたいに湿った雪の場合は当然きますので、その場合は直営で対応しているという状況です。いずれ、そういう危険箇所については、道路パトロールしながら把握して、事前に切る部分については切るように対応してまいりたい

というふうに思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費。進行いたします。

12款公債費1項公債費。進行いたします。

15款復興費1項復興総務費。進行いたします。

2項復興推進費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 委託料の運動施設の実施設並びに郷土活用湧水の施設の委託料で伺います。

一般質問のときに時間がなくてなかなか最後まであれでしたけれども、復興庁の見解だと、設計までだったら予算措置しますと。あとは設計が上がった後で、実際やれるかどうかについては今後協議なんだというふうに承りました。違っていたらまた答弁で修正してください。今実施設計をやろうと思っているのが野球場とサッカー場だと。バスケットについては、その協議会から要請があるものの、まだ詳細が詰め切れていないのでという話でしたよね。バスケットの関係者からも私も要望受けましたけれども、用地さえあれば自主財源で寄附もらったりしながら、できるだけ自分たちで頑張りたいので、どうか利便性のいい土地の提供、空き地の提供をお願いしたいという話でしたので、そこら辺は協会さんと詰めていただきたいというふうに思います。

あと、聞いているところだと、ゴルフ協会のほうでも練習場みたいな近隣にないので、それを整備してほしいと。ただ、結構広く土地がかかるので、ただ、附带要件とすれば、草刈りだとか、町内の今後できる鎮魂の森の草刈りだとか、協会がやってもいいとか、いろんな、何ていうの、ただやってくれではなくて、こういうことをやるからどうなんだというのもあるんですけれども、今現状でこの計画に載っているものと今後協議していくものをちょっと再答弁お願いします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 主にですね、運動施設の実施設計についての内容というふうに承りました。今現在、復興庁のほうと協議がある一定のところまで整ったところで実施設計入っていくわけなんですけれども、その内容については、昨日の答弁にもありましたとおり、野球場の本設化、あとは仮設グラウンドの本設化、サッカー場1面の新設、仮設のテニスコートも今ございますけれどもその本設化というところまでです。バスケット施設であったりとか、ゴルフ施設であったりとかというのは、まだ詳細が詰まっていないものですから、今のところ検討には入っていないというところになっています。

ただ、基本的な寺野の運動施設というものがもともと大槌にはあったわけで、その代替機能としての設備整備ということになります。よって、そのゴルフ協会のほうでやっているとか、バスケット協会のほうにつきましてはですね、こういった財源の方法もあるかも踏まえてなんですけど、その規模感とかそういったものを踏まえながら、ちょっとこれから考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 補足させていただきます。

今現在復興庁と協議いたしておるところは、いわゆる寺野の運動公園がその後防集団地になっているので、その部分についての代替施設というのを復興交付金で見てくださいかということをお願いしてございます。そうしますと、大体今の寺野公園にあったものの大体同じぐらいの施設を、同じ種類、同じようなものを整備するというのが今回、今やっていることで、この事業の中でやっているのはあくまでも今後、その後の復興交付金を取るための範囲の中での事業でございまして。したがって、今言ったような復興交付金で整備できるもの、野球場の本設化、テニスコートの本設化、それからサッカー場の整備というのは主なものでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 理解しました。もちろん、例えば野球好きな人、サッカー好きな人、テニス好きな人から見ればね、なくなったわけだから、本当にできるんだろうか、前役場とやっていたらできないかもしれないような話もありながら、最後の正念場だと思いますけれども、ぜひ実現に向けてやっていただきたいと。

あとは、さっき言ったバスケットとかゴルフというのは、空き地対策だとか、いろんな住民のニーズが広がっている中で自助努力もしながらというのがありますので、財源

的なものの手当はできないけれども、空間的な土地的なもののある程度の面整備が終わってきたら、やっぱり空き地というのは好ましくないですからね。それよりは運動施設であろうが何であろうが、住民に還元のなるもので町が比較的財政支援いらぬものであれば進めていただいたほうが、草がおがってとかっていうよりは何か住民還元になるのかなというふうに思いますので、ぜひその配慮もお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小松則明君） 要望でいいですね。（「はい」の声あり）

進行いたします。

7 款復興都市計画費。下村義則君。

○2番（下村義則君） 議長、防集のほうになるか、災害公営住宅になるか、ちょっとそこらわかりませんが、ちょっと質問してよろしいですか。

○議長（小松則明君） わかりました。どうぞ。

○2番（下村義則君） この間の広報だったかに、災害公営住宅とかそういうのの募集ですか、空いているのでここ、町方で募集していますよとか、浪板募集していますよとかって載っていたんですが、例えば、空けておくと、まず家賃収入が入りませんよね。それで今はまだ仮設の人がいるから今は仕方ございませんが、3月までですか、仮設から出る期間というのは。それ以降、一般の人に、例えば防集の戸建てとか、平屋とか、そういうのに空きがあった場合は貸してもらえるものなんですか。そこらちょっと聞きたいと思いますが。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 災害公営住宅の一般供用化についての御質問と承っております。

こちらについては、近隣市町村のほうでも既に一般供用の動きがあるということは承知しておりまして、私どものほうでも検討しているところですが、今のところまだ近隣市町村に比べれば災害公営住宅の空室が恒常化するという見込みは当庁のほうでは持ってはおりませんで、仮設住宅から災害公営住宅への移行をですね、当初として退去支援一生懸命しながら、まずは被災者の方々の災害公営住宅の入居促進ということを考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） そうすると、今時点はまず被災者を優先してやると。それで今後まずそういう時期が来たらば、一般の方にも貸すということでもいいんですね。それをま

ず役場のほうから、今度は一般の方にも貸しますよって周知もしてくれるんですね。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） その辺についてはですね、今現在災害公営住宅として今整備しているんですが、これについては一応所管する東北地方整備局とあらかじめ協議をした上で、あくまでも被災者の再建先のめどが立ったという中での説明ができる状態になったところで一般化というような許可をいただいておりますので、その際には、当然町民の方々にはそういうことで周知させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8項復興用地建築費。進行いたします。

12項復興支援費。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第110号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 5 1 分

○

再 開

午後 1 時 1 0 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

総務部長。どうぞ。

○総務部長（三浦大介君） 午前中の議会の中の読み上げというか、議案で提出しております議案第100号の部分でございますが、表面、表題の部分に誤りがございました。正しくは、「大槌町議会の議員の」と入るべきものが「議員の」という部分が入ってございませんでした。同じく抜けているということでございました。今、差しかえのほう至急対応させていただいております。おわび申し上げますとともに訂正をさせていただきます。

ます。大変申しわけございませんでした。

○

日程第14 議案第111号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第111号平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額180万6,000円の増は、一般会計繰入金です。

2項基金繰入金、補正額60万円の増は、東日本大震災復興交付金基金繰入金です。

2ページ目をお開きください。

歳出です。

1款下水道管理費1項下水道管理費、補正額160万円の増は、沢山沢川しゅんせつ工事です。

2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額6,000円の増は、人件費です。

6款復興費1項下水道整備費、補正額80万円の増は、安渡橋下水道添架費用負担金です。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億673万9,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6ページ、歳出、一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第111号平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第112号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第15、議案第112号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額3万7,000円の減は、一般会計繰入金です。

8款1項町債、補正額10万円の増は、漁業集落排水処理事業債です。

2ページ目をお開きください。

歳出です。

2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額6万3,000円の増は、人件費です。

3ページ目をお開きください。

第2表地方債補正です。

変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。

補正前の限度額1億2,660万円を、補正後は10万円増額して限度額2,670万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,748万4,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。

第2表地方債補正。変更。進行いたします。

6 ページに進みます。（「進行」の声あり）まだ言っておりません。

歳入、一括します。進行いたします。

歳出、一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第112号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第113号 平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第113号平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算は、今年度の人事委員会勧告等に伴う職員人件費の増額であります。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料、補正額 2 万9,000円の増。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額 4 万8,000円の増。

5 款県支出金 3 項県補助金、補正額 2 万4,000円の増及び 7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、補正額 2 万6,000円の増は、いずれも職員人件費の増額に伴う補正であります。

2 ページをお開き願います。

歳出。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費、補正額 12 万5,000円の増及び

5 款 1 項介護予防支援事業費、補正額 2,000円の増は、いずれも職員人件費の増額に伴

う補正であります。

以上、平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,197万円とする補正であります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6ページ、歳出、一括します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ただいまの人勤に伴う給料の関係が一般会計とか特別会計にのっかっているわけですが、今この介護保険をもってきょうのこの日程が終わるんですが、水道の職員の関係の人勤の関係とか、そういうのが今回のっていないのは、公営企業の関係ということなんでしょうか。それとも何か。普通であれば水道の職員の方の人勤に伴うこのものが示されるのかなと思っていたのですけれども、どうなんですかね。そこら辺、説明していただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 予算内でおさまるとのことなんですか。財政課長。（「ああ、そうか、わかりました。はい」の声あり）東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。ごめんなさい。

それで、これを、今これで終わるんですが、例えば今まで残業したのは、上がる前の基本給がもとで、残業手当の単価というのは決まるわけですよ。今回その基本給がまたベース上がると、そうすると幾らかさかのぼってまた残業分の部分も追加で払わなければいけないというシステムですがね、それを含めた残業分の追加の部分と、あとは保険とか年金とか共済費の部分もそれに伴って、要するに、上がらなければいけないというところで、その……、言っている意味わかりますね。残業分の部分と共済費の部分で、全体で幾らまた増額になるのかなというところをやっぱり知っておかなければいけないのかなと思ひまして。済みません、お願いします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 一般職の関係でございます。基本影響額と……（「はい、そうです」の声あり）今回の人勤による影響額という部分でございます。総額では影響額は570万1,000円を見込んでおります。うち給料が153万3,000円、時間外手当関係が15万

4,000円、管理職手当関係が9,000円、期末手当が31万3,000円、勤勉手当が362万2,000円という内訳となっております。以上でございます。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第113号平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、閉会中の継続審査1件が追加提出されております。

会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 閉会中の継続審査申出書 総務教民常任委員会

○議長（小松則明君） 追加日程第1、閉会中の継続審査を議題といたします。

総務教民常任委員長から請願第4号消費税10%増税の中止を求める請願について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議案審議は全て終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

平成30年第4回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午後1時23分

上記平成30年第4回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員